

栗東市公用車広告事業取扱契約書

栗東市長 野村昌弘(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、栗東市公用車広告事業の取扱に関し、次のとおり契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(業務)

第2条 乙は、この契約書のほか、栗東市有料広告掲載要綱、栗東市公用車広告掲載実施要領(以下「要綱等」という。)に定めるところに従い、甲の指定する車体に広告の掲載を行うものとする。

(広告掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、平成23年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 前項の掲載期間に、次の各号の期間も含めるものとする。

- (1) 広告の掲載及び撤去の作業にかかる期間
- (2) 法定車検や保守にかかる期間
- (3) 車庫に駐車している期間

(広告掲載料)

第4条 広告掲載車両は 台とする。

2 車体への広告掲載期間は、甲の指定する日から1年間とする。その後は一年間に限り掲載期間を更新することができるものとする。

3 乙が甲に支払う広告掲載料は、_____円とする。広告掲載料は、一台あたり一箇月2,000円の積算による。

4 乙は、前項の広告掲載料を、甲の発行する納入通知書により納入するものとする。

(広告の制作、掲載及び撤去)

第5条 広告は、乙の責任及び負担で制作するものとする。

2 広告の掲載及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

3 車両の入替等に伴い広告の貼り替えを要するとき(シール式の広告に限る)、同様とする。

(広告内容の変更等)

第6条 乙は、掲載中の広告の内容等を変更することができる。

2 前項の場合においては、乙は、変更する広告内容について、広告審査委員会の審査を受け、その承認を受けた後でなければ、広告を変更してはならない。

3 乙は、前項に規定する審査において、広告に内容等の修正等の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

4 乙は、第1項の審査において、広告審査委員会の求めに応ずる書類等を提出しなければならない。

(協議による契約の解除)

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除す

ることができる。

- (1) この契約書、要綱等に違反したとき。
 - (2) 正当な理由なく契約を履行しないとき。
 - (3) 契約を履行することが困難であるとき。
 - (4) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
 - (5) 契約の履行に当たり、正当な理由なく甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(原状回復義務)

第9条 乙は、車体への広告期間が満了したときは、広告の掲載に使用した部分を現状に回復しなければならない。

- 2 広告の掲載期間中に、甲の責めにより、当該広告に破損が生じた場合には、甲が当該広告の原状回復をしなければならない。
- 3 広告の掲載期間中に、第三者による広告の盗難や破損その他甲、乙双方の責めに帰することのできない事由により広告に被害が発生した場合は、乙が当該広告の原状回復するものとする。

(広告掲載料の返還)

第10条 徴収した広告掲載料は返還しないものとする。ただし、乙の責によらない理由により広告が掲載できなかったときは、返還するものとする。

- 2 前項ただし書の場合において返還する金額は、広告掲載料を掲載日数(第3条第1項の掲載期間の日数をいう。)で除し、掲載しなかった日数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(甲の責任)

第11条 甲は、広告内容等掲載された広告に関する一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市長 野村昌弘

乙